

豊橋市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」以下「合意書」という。)に基づき、市が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント、物件の製造請負又は買入れ及び役務の提供等の調達契約並びに物品の売払い契約(以下「調達契約等」という。)から暴力団を排除する措置について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 入札参加資格者等 一般競争入札及び指名競争入札の参加資格を有する者並びに市が随意契約の相手方として選定する者をいう。
- (2) 業者選定審査会等 建設工事審査会、物品調達審査会及び委託業務審査会をいう。
- (3) 排除措置 合意書に規定する排除措置及び別表第7項に該当すると認められたことに基づき行う、競争入札への参加資格を有する者に対する入札参加停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置をいう。
- (4) 排除措置業者 排除措置を受けている入札参加資格者等をいう。

(報告等)

第3条 各課長は、入札参加資格者等が、排除措置対象法人等に該当すると疑うに足る事実を把握したときその他必要と認めるときは、様式第1により、財務部長に報告するものとする。

2 前項の規定により報告を受けた財務部長は、合意書3(1)に基づき、豊橋警察署長に対し照会するものとする。

(排除措置)

第4条 市長は、業者選定審査会等の審議を経て別表左欄に掲げる措置要件に応じ、同表右欄に掲げる期間排除措置を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により、排除措置を行ったときは、様式第2により、遅滞なく当該排除措置業者に対して通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により、競争入札の参加資格を有する者に対して、排除措置を行ったときは、当該排除措置業者の商号又は名称、所在地、排除措置の期間及び理由を公表するものとする。

4 財務部長は、第1項の規定により、排除措置を行ったときは、様式第3により、遅滞なく各課長に対して通知するものとする。

(一般競争入札からの排除)

第5条 契約担当課長は、一般競争入札において、排除措置業者の入札参加を認めないものとする。

2 契約担当課長は、落札者が調達契約等の締結までの間に排除措置を受けたときは、当該排除措置業者と調達契約等を締結しないことができる。

3 契約担当課長は、前項の規定により調達契約等を締結しないときは、その旨を当該排除措置業者に通知するものとする。

(指名競争入札からの排除)

第6条 契約担当課長は、指名競争入札において、排除措置業者を指名しないものとする。

2 契約担当課長は、指名を受けた者が開札日までの間に排除措置を受けたときは、当該指名を取り消すものとする。

3 契約担当課長は、落札者が調達契約等の締結までの間に排除措置を受けたときは、当該排除措置業者と調達契約等を締結しないことができる。

4 契約担当課長は、第2項の規定により指名を取り消すとき又は前項の規定により調達契約等を締結しないときは、その旨を当該排除措置業者に通知するものとする。

(随意契約からの排除)

第7条 契約担当課長は、排除措置業者を随意契約の相手方としないものとする。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ業者選定審査会等の承認を得た場合はこの限りでない。

(契約の解除)

第8条 契約担当課長は、調達契約等の相手方が排除措置(別表第7項の規定によるものを除く。次条において同じ。)を受けた場合に当該契約の解除ができるよう措置を講じるものとする。

(排除措置の解除等)

第9条 財務部長は、排除措置業者から様式第4による排除措置の解除の申出があったときは、豊橋警察署長に対し改善の状況を確認するものとする。

2 市長は、前項の規定により、改善が認められるときは、業者選定審査会等の審議を経て、当該排除措置を解除するものとする。なお、改善が認められないときは、当該排除措置を継続するものとする。

3 市長は、前項の規定により、排除措置の解除又は継続を行うときは、当該排除措置業者に対して、様式第5により通知するものとする。

4 財務部長は、第2項の規定により、排除措置の解除を行うときは、各課長に対して、様式第6により通知するものとする。

(警察署長との連携)

第10条 財務部長は、本要綱の運用にあたっては、豊橋警察署長との密接な連携のもと行うものとする。

附 則

この要綱は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年3月17日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成23年3月30日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に「豊橋市が行う契約等から暴力団排除に関する合意書」に基

づき排除措置を受けている者は、「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づき排除措置を受けている者とみなす。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に提出されている改正前の規定に基づいて提出されている様式（次項において「旧様式」という。）は、改正後の規定による様式とみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式については、当分の間、所要事項を調整して使用することができる。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

措置要件	期間
次の1から7のいずれかに該当するもので契約の相手方として不相当であると認められるとき。	
1 法人等の役員等に、暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がいると認められるとき。	当該認定をした日から12か月 ただし、当該排除措置期間内に改善されない場合は、改善されたと認められる日まで（以下、措置要件6の期間まで同じ。）
2 暴力団員等がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。	当該認定をした日から12か月
3 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。	当該認定をした日から3か月
4 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。	当該認定をした日から6か月
5 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	当該認定をした日から3か月
6 法人等の役員等又は使用人が、1から5のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。	当該認定をした日から3か月
7 契約の相手方となる法人等が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、豊橋市への報告又は警察への被害届の提出を怠ったと認められるとき。	当該認定をした日から2週間

財務部長 様

部（局） 課長

疑義事実報告書

「豊橋市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する要綱」第 3 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

商号又は名称			
所在地			
役職名	氏名	生年月日	住所
排除措置対象法人等に該当すると疑うに足る事実			
備考			

担当 課 グループ
内線

様式第 2

豊契第 号
年 月 日

(住 所)

(商号又は名称)

(代表者等職氏名)

様

豊橋市長

印

排除措置通知書

このたび貴社（殿）を、「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」及び「豊橋市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する要綱」の規定に基づき、排除措置の対象としましたので通知します。なお、排除措置内容等については下記のとおりです。

記

1 排除措置期間

年 月 日から 年 月 日まで

（ただし、当該措置期間内に改善されない場合は、改善されたと認められる日まで当該排除措置を継続します。）

2 排除措置理由

3 排除措置内容

(1) 競争入札等への参加

本市で実施する調達契約等の競争入札及び見積競争に原則として参加することができません。

(2) 契約の締結及び解除

貴社（殿）との調達契約等は原則として締結しません。また、現在締結中の貴社（殿）との調達契約等を解除することがあります。

4 その他

上記 2 の排除措置理由となった事実が改善された場合は、様式第 4 「排除措置解除申出書」により、豊橋市長に対して、排除措置の解除を申し出ることができます。

担 当

電 話

注 「豊橋市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する要綱」別表第 7 号による措置を行う場合は、「1 排除措置期間」のうち（ ）内及び「3 排除措置内容」のうち(2)後段「また～」並びに「4 その他」の文言は不要とする。

各課長 様

財務部長

排除措置通知書

「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」及び「豊橋市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する要綱」の規定に基づき、下記のとおり排除措置を講じましたので通知します。

記

1 排除措置業者

(住 所)
(商号又は名称)
(代表者等職氏名)

2 排除措置期間

年 月 日から 年 月 日まで
(ただし、当該措置期間内に改善されない場合は、改善されたと認められる日まで当該排除措置を継続します。)

3 排除措置理由

4 排除措置内容

(1) 競争入札等への参加

本市で実施する調達契約等の競争入札及び見積競争から原則として排除措置業者を排除するものとします。

(2) 契約の締結及び解除

排除措置業者との調達契約等は原則として締結しないものとします。また、現在締結中の排除措置業者との調達契約等を解除することができます。

担 当
内 線

注 「豊橋市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する要綱」別表第7号による措置を行う場合は、「2 排除措置期間」のうち()内及び「3 排除措置内容」のうち(2)後段「また～」の文言は不要とする。

様式第 4

年 月 日

豊橋市長 様

(住 所)
(商号又は名称)
(代表者等職氏名)

排除措置解除申出書

私は、 年 月 日付 豊契第 号の排除措置通知書による排除措置を受けましたが、
排除措置理由となった事実について、別添のとおり改善しましたので、排除措置の解除をお願い
します。

(連絡先)

様式第 5

豊契第 号
年 月 日

(住 所)
(商号又は名称)
(代表者等職氏名) 様

豊橋市長 印

排除措置解除（継続）通知書

年 月 日付排除措置解除申出書により、申出のあったことについては、排除措置の理由となった事実の改善が確認されましたので、年 月 日をもって排除措置を解除します。

（又は、年 月 日付排除措置解除申出書により、申出のあったことについては、排除措置の理由となった事実の改善が確認できませんでしたので、排除措置を継続します。）

担 当
電 話

様式第 6

豊契号 外
年 月 日

各課長 様

財務部長

排除措置解除通知書

年 月 日付 豊契第 号の排除措置通知書により排除措置を受けた下記の者については、年 月 日をもって排除措置を解除します。

記

排除措置を解除する相手方

(住 所)

(商号又は名称)

(代表者等職氏名)

担 当
電 話